

生駒市委託外医療機関乳幼児健康診査補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、里帰り等の理由により、指定医療機関以外の医療機関において乳幼児健康診査を受診する乳幼児を養育している者に対し、予算の範囲内において、委託外医療機関乳幼児健康診査補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、生駒市補助金等交付規則(平成20年生駒市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (2) 乳幼児健康診査 乳幼児を対象とする健康診査のうち市長が別に定めるものをいう。
- (3) 委託外医療機関 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(以下「医療機関」という。)で、本市が乳幼児健康診査の実施を委託する医療機関以外のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、乳幼児(次条の受診の日において本市に住所を有する者に限る。)を養育する者として市長が認めたものとする。

(補助対象受診)

第4条 補助金の交付の対象となる受診は、委託外医療機関において乳幼児健康診査を受診した場合における当該受診とする。

- 2 乳幼児健康診査を受診できる期間は、当該月齢に到達した日から次の月齢に達する前日までとする。ただし、受診対象者の入院等、市長が認める理由がある場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が負担した委託外医療機関における乳幼児健康診査の受診に要した費用の額とする。ただし、当該年度に本市が締結した乳幼児健康診査に係る委託契約に基づく委託単価の額を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、委託外医療機関において乳幼児健康診査を受けようとするときは、生駒市委託外医療機関乳幼児健康診査補助金交付申請書(様式第1号)に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、書面により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告等）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者は、補助対象となる乳幼児が乳幼児健康診査を受診したときは、1 か月以内に生駒市委託外医療機関乳幼児健康診査補助金請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 所定の乳幼児健康診査の診査録 ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、健康診査の結果を確認できるものに代えることができる。

（2） 乳幼児健康診査の受診者氏名、受診日、受診に要した費用の額、受診医療機関が記載された領収書又は証明書

（3） 振込金融機関の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人氏名が確認できる書類

（4） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、窓口で書類を提示する等交付申請を行う者が交付対象者本人であること又は補助金振込先の金融機関口座が確認できる場合は、同項各号の書類の添付を省略することができる。

3 前項第1号の書類の提出をもって、規則第12条第1項の実績報告を行ったものとみな（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付により、補助金の額の確定通知を行ったものとみなす。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（返還）

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

（施行の細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行し、同日以降に受診する乳幼児健康診査から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。